# 第42回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

- I 日時:令和5年4月26日(水)午後2時~
- Ⅱ 場所:エコライフプラザ 2階 研修室
- Ⅲ 出席者
  - 1 【出席委員 22 人】

石井委員、二宮委員、岩城委員、上田委員、江良委員、小野田委員、加藤委員、黒沢委員、 小林委員、佐藤委員、鈴木委員、髙橋委員、田中(麻)委員、坪井委員、中山委員、 二葉委員、町田委員、三尾委員、小尾委員、田中(香)委員、林委員、宮嶋委員

# 2【欠席委員3人】

阿部委員、遠藤委員、津村委員

# 3【事務局】

子育て支援部長、児童相談所開設準備担当部長、子育て政策課長、子ども・子育て計画担当課長、 子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、子ども家庭支援課長、児童相談所開設準備 室長、児童相談所運営準備担当課長、一時保護所運営準備担当課長、青戸保健センター所長、 指導室長、学校教育支援担当課長、放課後支援課長、他担当職員

# Ⅳ 次第

- 1 開会
- 2 委員紹介【資料1】
- 3 事務局紹介
- 4 葛飾区子ども・子育て会議会長及び副会長の選出
- 5 議事
  - (1) 葛飾区子ども・子育て会議の役割・運営について
    - ① 葛飾区子ども・子育て会議条例【資料2-1】
    - ② 子ども・子育て支援法(抜粋)【資料2-2】
    - ③ 葛飾区子ども・子育て会議運営及び公開に関する要綱【資料2-3】
  - (2) 令和5年度整備予定施設について
    - ① 令和5年度整備予定施設一覧(案)【資料3-1】
    - ② 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策 【資料3-2】
  - (3) その他
    - ① (仮称) 葛飾区子どもの権利条例の制定に向けた取組について【資料4】
    - ② 子育て小冊子の配布について
- 6 閉会

# V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議(第42回)次第

資料1 第6期葛飾区子ども・子育て会議委員名簿

資料2-1 葛飾区子ども・子育て会議条例

資料2-2 子ども・子育て支援法(抜粋)

資料 2 – 3 葛飾区子ども・子育て会議運営及び公開に関する要綱

資料3-1 令和5年度整備予定施設一覧

資料3-2 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策

資料4 (仮称) 葛飾区子どもの権利条例の制定に向けた取組について

参考資料 かつしかみらい応援リトル BOOK

# VI 議事要旨

## 1 開会

## 事務局

- o 委員改選後初の会議となるため、会長の選出までは仮に事務局で司会進行を務めます。
- o 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- o 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。
- o 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。

# 2 委員紹介

## 事務局

- o 委員改選があったため、委員の皆様より自己紹介いただきたく思います。
- ○資料1として、子ども・子育て会議委員の一覧をご用意させていただきました。 (出席委員の自己紹介)

# 3 事務局紹介

# 事務局

o 続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の紹介)

o 今後、事案により子育て支援事業と関係の深い部局の職員も出席します。

# 4 葛飾区子ども・子育て会議会長及び副会長の選出

## 事務局

o会長の選任は、葛飾区子ども・子育て会議条例第5条において、学識経験者のうちから区長が指 名するものとなっています。大妻女子大学家政学部の准教授である、石井委員を指名させていた だきたく思います。

(各委員から承諾の拍手あり。石井委員、了承。)

oこの後の議事の進行をお願いするとともに、ご挨拶をいただけますか。

#### 会長

- o この会議は活発な意見が出る、いろいろ熱い会議だという風に思っています。皆さんの思っていることをそのままにしないで、ぜひ吐き出していっていただけると、区の行政もすごく豊かになるのではないかと思っているので、ぜひよろしくお願いいたします。
- o 副会長の選任を行います。副会長は互選となっておりますが、いかがいたしますか。

#### 委員

o前回に引き続き、二宮委員にお願いしたいです。

(各委員から承諾の拍手あり。石井委員、了承。)

#### 副会長

o 前年度に引き続き、誠心誠意努めてまいりたい。よろしくお願い申し上げます。

#### 会長

o議事に入る前に、子育て支援部長より挨拶がございます。

#### 事務局(子育て支援部長)

- 近年の出生数減少の加速化や働き方の多様化、国際紛争に伴う物価高騰など、子育て家庭を取り 巻く環境は日々変化しています。また、保育の質の向上、児童相談所の虐待通告件数の増加、家 族内の介護等、子どもが過度な負担を負っている、いわゆるヤングケアラーの問題など、子ども の人権に関わる課題への対応も求められています。
- ○委員の皆様には、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第三期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた検討を次回以降、約2年かけてご議論いただく予定でございます。子育て支援部ではこの4月に組織改正を行い、計画の策定・内容を総合的に調整・推進する部署として「子ども・子育て計画担当課」を新設するなど、子育て支援施策のさらなる強化を図るための新たな体制を構築しました。皆様との協働により、計画の策定をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- o 本日は今年度の子育て施設整備予定のほか、昨年度から検討を進めている(仮称)葛飾区子ども

- の権利条例素案の、いわゆるたたき台をもとに皆様からご意見を頂戴し、条例制定に向けた検討をさらに深めてまいりたいと考えています。
- o 今後も、「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である、子どもの幸せを第一に考え、すべて の子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて子どもの最善の利益が実 現される「かつしか」を目指していくため、委員の皆様のご協力をいただきたく思います。

# 5 議事

# (1) 葛飾区子ども・子育て会議の役割・運営について

## 会長

o議事(1)について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

- o 資料 2 − 1 「葛飾区子ども・子育て会議条例」について説明。
- o 資料2-2「子ども・子育て支援法(抜粋)」について説明。
- ○資料2-3「葛飾区子ども・子育て会議運営及び公開に関する要綱」について説明。

## 会長

oご質問・ご意見がなければ、次の議事へ進みます。

# (2) 令和5年度整備予定施設について

## 会長

o議事(2)について、事務局より説明をお願いします。

# 事務局

# (資料3-1「令和5年度整備予定施設一覧」概要)

○令和5年度に施設整備を行う施設について、第6期委員による最初の会議のため改めて説明。

## (資料3-2「子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策」 概要)

- o 保育利用に係る量の見込みと確保方策について説明。
- ○第二期計画中間見直しにおける令和5年度の定員確保計画は、「教育・保育施設」「地域型保育事業」「その他」を含めた合計として、第3号の0歳が1,210人、1・2歳が4,396人、第2号の満3歳以上が7,438人となっています。これに対し、令和5年4月時点で確保している定員数は、第3号の0歳が1,209人、1・2歳が4,379人、第2号の満3歳以上が7,425人となっています。計画値と現状の過不足は、令和5年4月時点で第3号の0歳が1人、1・2歳が17人、第2号の満3歳以上が13人となり、合計で31人分計画値に対して不足していますが、「必要利用定員総数(量の見込み)」に記載している人数と見比べますと、すべて現状の定員数で量の見込みを賄えています。
- o 今年度の整備においては、認定こども園化に伴う施設基準への適合の関係で、0歳児3人が施設整備における定員減となります。0歳で4人、1・2歳で17人、満3歳以上で13人、合計で34人、計画値を下回っている状況となりますが、今後の定員見込みとしては、すべて現状の定員数で量の見込みを賄えることとなっています。

## 会長

o 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

#### 委昌

o以前から話題になっている学童の需要について。近くの学童とかの話を聞いていると、3年生で 待機が出ているとかそんな話を聞きますが、実際の数などはつかんでいるのかお伺いしたいです。

#### 事務局

o 学童については、子育て政策課と教育委員会の放課後支援課が所管しています。今年度は、待機 児が昨年度と比べて総数としても増えており、小学3年生でも少なからず待機児が出ていること も認識しています。

# 委員

o 今、待機が出ている状態なので、夏休みとかに一時的に預かってほしいというニーズに答えられない場合があると思います。おそらく夏休みだけ預けたい親はいて、でも、募集が始まって結局預けられないって、募集されてないってなるとものすごく困ると思うのですが、そのあたりの対策は何か考えていますか。

## 事務局

o 待機児が出ている状況を解決するために、短期的な対策と、これから学童クラブを作っていくという中・長期的な対策を並行して進めているところです。特に小学 3 年生以下の待機児が多く出ているところは、従来の手法としてあると思いますが、サマーチャレンジや夏季の一時学童、地域の皆さんにご協力いただいているわくチャレを夏休みも、というようなところも含めて、教育委員会とも連携して進めているところです。合わせて、学童保育クラブの整備も大事だと捉えているので、そこについても教育委員会と連携しながら作戦を練っているところです。

## 委員

o ものすごく悩ましい問題だというのはわかっているんですけれども、よろしくお願いいたします。

# 会長

o 学童保育クラブ関係の委員にも、一言現状を付け加えていただけますか。

## 委員

- o4月になり、待機児がどの付近に多いかというのを担当の課長から伺っています。ただ、今の学 童の現状では、既に定員を10%20%以上増やして、それぞれの学童運営者は頑張っているところ なので、それ以外に対しての対策は、やはりもう行政が動くしかないのかなというのが実感です。
- oただ、やり方はいろいろあって、整備をしていっても保育所と同じように、先々は子どもは減っていく状況です。それから、社福が今ほとんど受けておりますが、運営主体が社福のままで、もっと規制を緩和して、保育所と同じように、株式会社やそういうのを入れていくのか。また、基本学校の中に学童を作るっていう方針ですが、学校以外のところでの学童運営など。ただし、それに関しては、私が運営しているところは学校の中と外の2か所ですけれども、そこでちょっと差があるんですね。そういうのをどうやって改善していくか。
- o 一つの提案としては、保育所の定員に空きが出てきているので、せめて自分の卒園児の子どもたちは、その空いた保育室で1年生を見るっていうような、そういう新しい施策を考えていくと、もう少し、整備をするのは時間がかかるので、割と直近の大変なお子さんに関しては、少し改善が見られるのではないかなと思っているところです。

#### 委昌

o 質問なのですが、この量の見込みっていうのは、出生数とか住民票の登録がある人数に対して、 何割ぐらいがおおよそ使うはずみたいな計算になるんですか。

#### 事務局

oイメージとしてはおっしゃる通りで、これまでの推移を見つつ、どれくらいの割合の方が使っているのかという実績と、お子さんの出生数を踏まえて予測をしているという状況です。

## 委員

oこの過不足っていうのも、暫定というか、別に実際に足りない数字じゃないってことですね。

#### 事務局

oおっしゃる通りです。実績数ではなく、予測の数ということになっています。

## 会長

o加えると、5年計画で算定されていた数が結構多すぎたというのが。コロナ禍で産み控えがあったりして、出生数がガクンと減ってしまった案件があったんです。それで、そのままだと定員がかなり空いちゃうよということになったので、去年この会議の中でもかなり現状に近いような形に修正しました。それが今回出されているものの根拠になっております。

### 委員

o学童は基本的に放課後のみだと思うんですけれども、私が最近色々聞くのは朝の問題で、学校って開門がだいたい8時くらいですよね。葛飾区って都心に通勤する人がほとんどだと思うんですが、そうすると家を7時くらいに出ないといけない。となると、子どもをどうしようっていう問題をよく聞くんです。特に集団登校とかの子は、集団登校の場所に一人で30分以上待っている子もいるみたいで、あとはマンションのロビーで一人でずっと待っている子もいるので、区として

対策していただきたいというのをお伝えしておきます。

## 会長

oそういう現状をどう把握されているのかというところも含めてお願いします。

## 事務局

- o去年の会議でも委員の皆様からご意見をいただいたりして、例えば今、民間学童さんでは8時から19時までやっていますが、公立では少し時間が短いというところもあります。我々としては今、待機児も出ているというところで、放課後や、産休・病休の受け皿というところをまずはというように考えているところではあります。
- o 委員がおっしゃられた、朝30分待ってなきゃいけないとか、夕方、公立学童のほうが早く終わってしまうという声については認識しているところです。先ほど保育園と、という話もありましたが、公立、民間ともに学童にかかわるみんなで知恵を寄せ合いながら、できることを一歩一歩検討してまいりたいと思っています。

#### 会長

○今日は教育委員会の方もいらっしゃると思うので、学校の朝の問題というのはどういう風にその中では考えているのかもお話しください。

## 事務局

o学校の1日の動きというのはみんなそれぞれ違いますが、多くの学校は8時10分、もしくは15分からの登校時刻だと承知しております。先ほどご発言にありました保護者の方の通勤を考えると、約30分の乖離があるのかなと。個別の学校としての支援については、教職員の勤務時間等の関係もあり、この場で学校としてお預かりしますということもなかなかご回答しづらい部分もございます。先ほどのご発言に、集団登校の場で、路上でそうやって待っているというお話を伺うと、やはりなんらか学校がご相談をいただいて、個別に支援をする必要があるのかなと、今、承知したところです。

## 会長

o路上で待っている人たちが事故にあっちゃったりしたら、それはどこの責任なんですか。

#### 事務局

o 通学途中ということであれば、教育活動の範囲内になりますので、学校ということになろうかと 思います。その登校班の取り組みで路上で待っていなくてはいけないという状況は、特に小学校 だと思いますので、小学校長会の方に情報提供いたしまして、もしそういう状況があれば、保護 者の方とのご相談の中で、それは避けるようにと、なんとか解決をするように指導・助言をして まいりたいと考えております。車がもし万が一、その子が何をしていなくても突っ込んでこられ たら事故にあってしまいますので、なんとしてもそれは。早急に校長会に情報提供し、解決の方 向を探りたいと思います。

## 委員

o 学童の件、本来はそういうことをしないでも良いように働き方を柔軟にしていくことが必要だと 私は思っています。基本的に、学校が8時からっていうのはもうずっと変わらない事実であって、 ここをもし早くする、学童を早くするってなると、職員の方も一人の親だったりするわけで。そ うすると、その子どもをどうするんだっていう話に今度はなっていくので。保護者の働き方につ いて、生まれた時からそういう必要があるよっていう呼びかけや啓発なんかも必要ではないかと。 子どもは生まれた時から、親からのいろんな部分の教育などが必要であって。働き方をずっとそ のまま一生行くっていうんじゃなくて、子育てだったり、年齢も行けば介護も入ってきますし、 柔軟に変えていくっていう意識を持ってもらうっていうことも併せてやっていく必要があるのか なと思います。

#### 会長

o具体的には、例えば民間企業に対してどういった働きかけをすればいいと思いますか。

# 委員

o民間企業に対しては、基本しっかり定時で帰れるようにしていただきたい。ごく当たり前の話なんですけど、決められた時間働いて、帰れるように働きかける。それを率先して、役所の方もやっていただきたいと思います。

# 会長

o例えば、企業でまだ結婚したばかりとか、これから出産するみたいな人に、子育て支援の出前講座みたいなのをやってたりとか、過去そういう自治体もあったりとかして。まあそれに意味や効果があるかはわからないですけど、そういうのをやるとか、あとは厚労省はやっていますが、そういう企業の表彰をして、実際に次世代育成行動計画立ててるわけですから、それを 100 人以上とかじゃなくても小さい中小企業まで、区として広げていくとか、いろんな行政としての方向性が今の発言にあるのかなと思いました。

# 委員

- o要するに一つはワークシェアリングの話も入ってきてしまうと思います。ある程度時間の面で、学校の先生がかなり負担になっていることは事実だけれども、少し早く動かすっていうことも必要で、交代制でタッグを組むっていうことをやらないとだめです。ワークシェアリングを入れるのであれば、放課後の指導、クラブの指導のような具体的にできるところで学校の先生の負担を軽くして、その余力を前のほうに持っていくのがいいと思います。子どもが路上にいてはいけないので、7時半くらいに学校の中に入れて、そこで誰か見てる人がいるという体制を作ることが大事です。その要員を作るために、ワークシェアリングをどういう風に組み込んでいくかを、区が施策として考えなくてはいけないことだと思います。
- o その時間のところで、やる人は必ず分担して、一人の子どもをずっと見続けるんじゃなくて、担任も複数担任制とかいろんなことをやって、責任を分担していくっていう形にしないと、たぶんうまくいかないと思います。そういう形をちゃんと確立していかないと、これからの少子高齢化、働く生産人口の少ない社会でやってくには難しいんじゃないかなと思いますので、そういう具体的な案を、それぞれの場所で考えなくてはいけないと思っています。

## 会長

o 今、委員からワークシェアリングの話が出ましたが、アウトソーシングというか、外部に委託してもいいですよね。いろんな方向性が考えられるのかなと思いました。

# 委員

- o働き方の話で、民間企業にできることが何かっていうテーマがあったと思うんですが、定時で帰れるようにというのも一つの案ですが、制度としてこれがあるとすごく良くなったと思うことが、私の会社に最近導入されたフレックスタイム制です。在宅勤務が、1か月フルはだめですが、月に10日はできるという話になっていて、そうするとお迎えとかも、時間をすごくフレキシブルに使えます。こういったものを、例えばそれがなかなかできない中小企業とか零細企業に対して、行政が補助金を出すとか、こういうのを率先してくれたらいくら出すとか、そういう政策が、まあやられている部分もあると思うんですが、もっと強くなるとか、そういうのがあってもいいのかなと思いました。
- oまた、先ほどアウトソーシングという話を出されていたと思うんですけれども、まさにそうで、 部活みたいなものは、プロの方にやってもらえばいいのかなと思います。公立は、量・結果に左 右されると思うので、そういうところに補助金などを使ってほしいなと思います。

## (3) その他

## 会長

o議事(3)①について、事務局より説明をお願いする。

#### 事務局

## (資料4「(仮称) 葛飾区子どもの権利条例の制定に向けた取組について」概要)

o条例の骨子案を条例素案にするにあたり作成したものが「(仮称) 葛飾区子どもの権利条例(素案 たたき台)」となります。素案たたき台は骨子案をもとに、前文のほか、第1章から第6章までの 構成で作成しています。第1章は総則として、第1条から第3条に、条例の目的、言葉の意味、 基本理念を示しました。第2章は子どもの大切な権利として、子どもの権利条約の4つの柱である、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を軸に、第4条から第8条まで具体的 に示しました。第3章は、子どもの権利を保障するための役割と責務として、第9条から第12条までは、区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の役割、第13条から第15条までは、子どもたちが 過ごす場における権利の保障を示しました。第4章は、子どもが安心して暮らすことができるま

ちづくりの推進として、第 16 条から第 23 条までに、子どもに関する施策の推進や、子どもの育ち・子育て家庭への支援、居場所づくり、権利侵害や貧困の防止、子どもの意見等表明や参加、広報・啓発について示しました。第 5 章は、相談と救済として、第 24 条に子どもの権利を守るための取組について示しました。第 6 章は雑則となります。

o 今回は、別紙の条例素案たたき台について、ご意見をいただきたく存じます。頂戴したご意見に つきましては、現在実施している子どもや支援者等からのご意見とともに、参考にさせていただ き、今後、より意見が反映された条例素案を作成していきます。

## 会長

o事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

## 副会長

- ○子どもの権利条例は、ユニセフの子どもの権利条約を理念として下ろしてきていることが、お互いを照らし合わせて見るととてもよくわかります。ただ、この、世間でいうところの権利の概念というのが、いわゆる責任と裏打ちされているものとして捉えられていることが多いので、子どもの権利と言ってしまうと、どうしても条件付きの権利のように捉えられてしまうなと、大学で学生に教えたり、保育現場の方々とか児童福祉の現場の方々にお話をしたりする時に感じています。本来であればこの権利という概念は、日本国憲法でいうところの第11条に書いてある基本的人権に相当するものなんだろうと思います。日本の法律の体系から言っても、子どもの権利条約より上に日本国憲法があって、その下に子どもの権利条約があり、その下に児童福祉法などの法律があり、その下に条例というものが位置付けられていますので、そうした権利の概念というのは、あくまでも日本国憲法でいうところの基本的人権に相当するものであって、無条件のものだというところを、もう少し条例の中で強調できるといいと思います。一般市民の方が条例を読んだときに、子どもの権利というものは、日本国憲法でいうところの基本的人権に相当するものなんだなっていうことがわかるようにしていただけると、法律の知識がない人でも、基本的な理念がすっと受け取れるようになるのではないかなと思います。
- o子どもの権利をきちんと守っていくうえで必要なのが、保護者の位置づけとか、保護者の権利ですよね。児童虐待の対応をするときに、親権が壁になってうまく対応できないというのは、児童相談所などでよく問題になるところですが、その辺、保護者がきちんと養育責任を果たすための権利というものがあるはずなんです。これは、先ほどの学童保育のお話とかでも出てきたところだと思うんですが、子どもの権利条約でいうと第18条になります。第18条のところには、「保護者には子どもの養育について第一義的な責任を要する」っていう条文があるんですが、これをぜひ葛飾区の条例の方でも落とし込んでいただきたいです。条例の第10条のところを読むと、保護者が養育を適切にするために支援できるように努めますとか、あるいは区民等ができるように支援していくっていうことはいくつか書いてあるのがわかるんですが、保護者にそういった権利がある、適切なものを要求していく権利があるっていうような、子どもの権利条約でいう第18条を落とし込んだような条文がちょっと見当たらないので、そのあたりについても、少しご検討いただければという風に思いました。

# 委員

o9ページの第20条について。「虐待、体罰、いじめ等の権利侵害について、関係機関と連携して必要な支援を行うよう求める」っていうのが、なんだかちょっとふわっとしているなと思います。「虐待とか体罰、いじめは、犯罪ととらえて厳に対処します」とか、「権利侵害を受けた子どもを守るために、厳しく対処します」くらい言ってほしいなと思っています。

## 委員

- o せっかく葛飾区として条例制定をするので、中の文面にもっと葛飾区らしさというか、一目でわかるようにしてもらえたらいいなと思います。例えば施設と言ってもいろんな施設があると思うので、具体的に名称をはめ込んでしまった方が、「ここに相談すればいいのね」という風に、自分事として一目読んだときにわかりやすいと思います。
- o保護者や子ども自身もそうですが、その他、今子育てにかかわっていない区民の方にも、子ども の人権は守られるべきものだということを、この条例で認識していただきたいので、周知啓発さ れる時には、そういった観点でも広報いただけるとよいのかなと思います。
- o これを拝見したときに、果たして私の子どもがこれを理解できるかというのが一番気になったと

ころなので、絵本の形にするなり、小学生、中学生と乳幼児とは全然違うと思いますが、紙芝居 形式にしてわかりやすくするなどして、子ども向け、保護者向け、区民向けっていう形で、中身 を工夫して広めていただけると嬉しいなと思いました。

# 委員

- o子どもの権利条約の中でこういう形ができてくるのはよくわかりますが、結局これは誰に向けて作っているものなんですか。区民向けなのか、子ども自身向けなのか。例えば6条から8条とかこの辺のところは、子どもたちが7つの権利を自分で持っていて、守られなければいけないということですよね。その後の3章に入ってくると、親向けとかその辺の家族向けという形になります。基本的なこの文書自体は、この形でしかなりようがないのかなとも思いますし、これにいろんなことを付け加えるのは、改訂の時にこういう文章は後々大変になるので、形としてはもうこれでよろしいのかなと思います。
- o これ以外に、別の形で何かを作る方がいいと思います。子ども向けには、あなたたちにはこうい うものが保証されているんだよ、親に対しては、子どものこういう権利を守ってあげるんだよと いうことを示すような、そういう別冊を作るような形でやってく方が、わかると思います。
- o子どもたちにそういう絵本を渡したときに、自分たちの意見が本当に通るのかどうかということをわからせてあげることが大事で、子どもの意見を聞けるような体制をということが、行政として一番大事なところだと思います。その中でこれをどういう形で運用するかというところを、是非区としても用意しておいていただきたいと思います。

## 委員

○ 日頃の仕事の中で、子どもの発達にかかわる仕事をしています。やはり小さい子どもって世の中のシステムを適用させるために非常に頑張ってはいるんですが、どうしてもできないというところで困っている事例をよく見かけます。例えば、感覚の過敏さが影響して学校にいけないとか、集団の中にいることがつらいみたいなところで、なかなか家から出られないみたいなケースもよく見ます。そういった子どもに対して、例えばコロナでリモートがかなり普及したと思うんですけれども、そういったものを使って学校にも離れた場所から参加できれば、子どもの社会参加っていうものが普及されて行くのに、なかなかうまく使えなくてもったいないなあと思うことがあります。なので、この条文にどう落とし込むかというのはあると思うんですが、そういった世の中のテクノロジーというか、出てきたインフラは積極的に使っていくみたいなことを織り込めると、また新しい角度からの子どもへの支援というのが届けられるんじゃないかなと思いましたので、ご検討いただければと思います。

#### 会長

oこれは合理的配慮みたいなところにも関わってくることだと思います。

#### 委員

- o この条例制定にあたって葛飾の児相が象徴的になると思うんですが、子どもの権利が守られる遊び場みたいな、そういった象徴的な施設を作る計画はないのかをお伺いしたいです。
- o権利条例に絡めて、自分の体を知るとか、そういうことも子どもの権利条約と親和性があると思います。自分の体を知って、生命、生存、発達に関する権利など、そういった教育の場を作ることが、また広めることにつながるのではないのかなと思うので、公立の小・中学校などで、そういった授業がまたできると良いのではないかと思います。

# 会長

o 委員にお伺いしたいのですが、先ほどの発達の問題のある、課題のあるお子さんたちにとっての 権利みたいなところで、お感じになったこととかはありますか。

### 委員

o障害と一言で言っても、知的障害があるお子さんもいらっしゃいますし、知的障害がないお子さんの中でも特性がある中で、いろんな生きづらさがある子どもたちがいます。障害がないお子さんに対しても、支援が必要な子、配慮が必要な子に対しても、文面的にはすごくいいのかなとは思います。ただ、条例を作っただけではなくて、どうしても自分が何に困っているのか言えないとか、それ自体がわからないお子さんもいるので、幅広くいろんな特性を持った子たちに対しても漏れがないようにしていただきたいです。子どもの現場に実際に行っていただいて、困っていることを見ていただくのも必要なのかなと我々は思いますし、保護者の方だけではなくて、子ど

もと実際にかかわっている学校とか、幼稚園、保育園、学童保育など、いろんな機関との連携の中で、子どもが何に困っているのかに対して、アンテナを張ることが大事なのかなと思います。

## 会長

o条文自体は汎用性があるのかなと思っていて、そのケア、広め方とか、中身もちょっと具体的に、 知的障害や発達障害系があるところに寄り添った読み取り方が必要だという理解でいいですかね。

# 委員

o そうですね、どうしても重度の障害をお持ちのお子さんになると、周りの大人の理解がすごく大 事になるので、子どもだけではなく、周りの子どもとかかわる大人に対しても、働きかけが必要 なのかなと思います。

# 委員

o 20 条の虐待とか体罰とかその辺に入るのかなと思うんですが、権利侵害を受けることなく、権利 を侵害したとかしないとか、やった人が思うわけじゃなくて本人がどう思うかっていうような視 点を、ちょっとどこかに入れられたらなと思いました。虐待した人の意思は問わず、本人がとに かくどう思うかってことが、本人が権利侵害を受けたことを受け止めるようなものとしてあって もいいのかなと思います。今の子どもたちってすごく自己肯定感が低いっていう風に日本は言わ れてますけど、この条例を見て「自分のままでいいんだ」って思えるような知らせ方というか。 生まれてきてくれただけでOKというか、無条件にもう愛される存在であるっていうことを権利 条例から子どもたちに読み取ってもらいたいなって思います。愛情とかっていう言葉はあったん ですが、愛される存在なんだよっていうことを何か伝えられたらいいのかなと思いました。

# 会長

o子どもの権利条約が批准されたのは94年で、89年に国連で採択されて、日本は遅れての批准だったんです。それをさらに30数年たって条例ができるっていう流れに今なっています。なので、この間も子どもの権利条約っていうのは発行されて批准していたわけですが、現場でそういう風な議論とか啓発みたいなことってどういう風にされているのか、現状を教えていただきたいなと思います。青少年委員会関係でいかがですか。

### 委員

- ○毎月定例会で、子どもたちにかかわる研修という形で、いろんな講師の方から勉強する機会を得ています。そこで、生きづらさを抱えている子どもたちへの行政の方の対応や、いじめに関することなど、勉強する機会は持っています。ただ、やはりこういった問題って個々のケースで違っていて、一概に「こうしたらこうだよね」とはならないような気がすると個人的には感じています。今回この権利条例という汎用性がある形でまず皆さんに周知をしていって、それぞれの方たちが、具体的にこういうことなんだって身近に感じるような形で、周知をしていく一端を担えるようになると良いなと思ったところです。
- ・なかなか難しいなと思うのは、高齢者の方ですら、明らかにそれ殴られたよねっていう跡があったとしても、引き離しにかかっているときであっても、「いや、自分で転んだんです」っていう風に言ってしまうケースがあります。子どもだとなおさらそういうことが起きる気がして、そういうことも一個一個対応していくしかないので、条例に関しては、幅広く皆さんがわかりやすい言葉で、周知をしていく段階で工夫するのがいいのかなと思いました。

#### 会長

o あとは、社会的養護施設の方って、かなりこの辺は職員の中で周知されてるんじゃないかと思っていますがいかがでしょうか。

## 委員

o そうですね、いろいろと施設の中にも苦情解決のしくみがあったり、どこの子たちに向けてもこういった権利があるんだよというような話を定期的に設けたりしています。ただ、様々な理由で権利の侵害をされて入所してきているお子さんたちなので、なかなか、こういう時は言っていいんだよと言っても、なかなか言えないというのは実態としてあります。やっぱりそういう仕組みの理解だけじゃなくて、成功体験を積み重ねていくことと、どういう人に発信できるんだっていう、発信する相手への安心感みたいなところは必要なのかなと思って話を聞いておりました。

## 委員

oちょっとずれるかもしれませんが、私立幼稚園の現場から言いますと、私たちは大人の都合で回

していることがほとんどです。子どもには自主性とか主体性とか言いながら、結構大人の都合で回すんですね。だけど、どれだけ子どもの苦労を聞いて、そこから何かを感じて考えて変化していけるかっていうことが、すごくテーマになっているわけです。なので、これは作ることの話をしているので、本末転倒、違う話かもしれませんが、本来は子どもたちが普段の生活の中で声を上げることの訓練が当たり前になされていて、それをきちんと受け止める事業所があって、そこの僕らにも訓練がなされて、さらにそこでの声やヒアリングがなされて、条例が作られてくということをしないといけないわけです。

o形を作ることは必要だけれども、各事業者が本当にそこまで子どもに対して向かいあえるのか。 そこが保育の質なんだって僕は言っているんだけど、そこが認められずに預かるだけ預かれって 言われていたら、できなくなるんですよね。でも、これがないと子どもは自分で生活しないし、 自分で生活してる人は自分の声を出すんですよね。ここまでやるということが、これからの現場 の責任だと思っていますので、ぜひ吸い上げてほしいと思っています。

## 会長

o ぜひ保育園の意見も聞きたいなと思います。

# 委員

- o子どもの権利条約については、指針でもあるように、我々はもうすでにお子さんを預かる前から 知っていることです。それはO歳の子どもであろうと、保育園でいうと5歳、6歳の子どもであ ろうと、等しく誰にでも同じように権利があるというのを前提に保育をしています。
- ○最近職員とよく話すのは、子どもの権利等が世間一般的には周知度が低いという現実があるので、逆にもっと啓発のところでみんなにもっとわかってほしいということです。今、不適切保育の報道とかが流れていますが、自分のところはないだろうと思う反面、いつ自分のところでも同じようなケースが起こらないとは限らないと職員とも話しています。頭の中ではわかっているんだけれども、声が大きくなってしまうとか、いろんな言い方だとか、そこはもう一度考え直さなきやいけないよっていうのを定期的に話しながら、子どもの主体性を第一に考えるのが今の保育ですので、そこと保護者と、あとは職員のバランスのところが大変難しいですけれども、子どもにも権利があるっていうのは第一に、職員とも新たに勉強しながら進めているところです。

#### 会長

o今たくさん出していただきましたが、事務局からお願いいたします。

### 事務局

- oたくさんの意見をいただきまして本当にありがとうございます。いろいろ参考になる意見をいただきました。いくつかいただいているところ、すべて触れることは難しいかもしれませんが、順を追って説明させていただきます。
- o権利の概念として、基本的人権の話ですとか、憲法の話についてご意見をいただきました。おっしゃる通り、確かに日本の法体系としては、憲法がトップとして条約、法律、条例と繋がっていきますので、そういった考え方を踏まえながら、もう一度条文を精査していきたいなと思っております。
- o保護者にも権利があるということで、条約の18条にも触れていただきました。条例の18条の中では、子育て家庭の支援の話はしていましたが、条約の18条の部分というところを、改めてしっかり見せていただき、条例に反映できるところがないか検討をしていきたいと思います。
- o20 条の書き方について、少しふわっとしているのではないかという声をいただきました。犯罪であるとか、厳しい言い方のほうがいいんじゃないかというご意見をいただいたので、ほかの法律とか条例、いじめに関することなどもありますので、そういったものを比較しながら、どういった言い方ができるかを検討していきたいと思います。
- o条例の文面に葛飾らしさをということについてです。どうしても基本的な考え方ということで、独自性を打ち出すのはなかなか難しい部分がありますが、例えば第一条の目的のところに、子ども・子育て支援事業計画の基本理念である、「子どもの最善の利益が実現されるかつしか」といった文言などを差し込んでおります。またちょっとどこかで、そういった葛飾らしさを出せそうなところがあれば、少し検討したいと思います。
- o子どもや保護者、支援者の方だけでなく、一般の区民の方にも啓発をということについて。区全体として、子どもの権利は守っていかなければいけないという考えでございますので、そういう

今後の啓発については複数のご意見をいただいておりますが、それぞれに合った立場の方への周知の仕方については、工夫が必要かなと考えております。子どもにも理解できるようにということで、確かに他自治体のホームページなどを見ると、子どもにもわかりやすいような書き方をしているところもあったので、そういった先行事例も研究しながら考えていきたいと思います。

- o誰に向けてこれを伝えて、書いているのかというところです。条例自体は汎用性のあるもの、基本的な考え方というところなので、なかなかピンポイントでは難しいんですが、これも周知の際に、それぞれの立場に向けた示し方をうまい具合に検討していけたらと思っております。
- o小さいお子さんで、通常の世の中のシステムに当てはめられず、日常生活に少し制限が出るよう なお子さんもいらっしゃるということについて。リモートや科学技術をうまく活用して、そうい った子どもへの支援もあるのではないかとのご意見もありました。合理的配慮の一つというとこ ろもあるので、そういった視点も少し考えていきたいと思います。
- o子どもが権利を守られる象徴的な遊び場について。今のところそういったところまでは考えては ございませんが、こういったご意見があったことは受け止めさせていただきます。また、教育の 場で、自分の体や生命について知るとか、そういったものを授業でというお話については、教育 委員会事務局とも連携していきたいと思っております。
- o ご自身でなかなか意見が言えないお子さんもいる中での意見の吸い上げについて。こども家庭庁からも、子どもへの意見聴取という項目の中で、一般にただ意見を聞くだけでなく、声を上げづらいような、いろんな課題を抱えている方についても、意見聴取するのが望ましいというお話もございます。そこも踏まえながら少し検討をしていきたいと思います。
- o 高齢者の虐待のお話も出ました。なかなかご自身で言わないということについては、子どもにも 共通することだと思います。自分が生まれた環境で、家庭の中だけで暮らしていると、その環境 がすべてという風に認識するお子さんもいるので、そうじゃないんだよということや、なるべく 意見の言いやすい雰囲気というのを、啓発などを通じて工夫していければと思っております。
- ○青少年委員の研修会でいろんな議題を取り上げているということについて。子どもの権利についても、なかなか範囲が広いかとは思いますが、そういった集まり、青少年委員の方だけでなく、一般の区民の方とか、専門の方向けの周知の方法、講演会の実施など、いろいろとやり方はあるのかなと思いますので、そこも何ができるかというのは今後検討してまいります。
- o子どもからの意見について、意見を言える仕組みを整えることで成功体験が得られるというお話がありました。こども家庭庁からの通知の中でも、意見を聞いてもらえれば自己肯定感を高められて、それがひいては社会参加に繋がって良い世の中になっていくといった話も出ておりますので、そういった視点も大事だなと思います。
- o大人主体で回しているというお話もありました。確かに、今までの世の中ですと、子ども主体と言うよりは、大人が主体でどうしても物事を決めてきたというのがあります。今後は、こどもまんなか社会ということでいろいろ話も出てきておりますので、子どもの権利条例を作る中で、子ども中心のいろんなやり方については、検討していきたいと思っております。
- ○世間一般で、子どもの権利に対する認知度が低いというお話がありました。こちらについても、 周知・啓発が必要であるということは本当にその通りだと思っていて、アンケート結果でも子ど もは4割、大人に至っては3割に満たないというような結果も出ていましたので、子どもだけで なく大人も含めて、きちんと周知・啓発をしていかなければいけないという風に捉えております。

#### 委員

o 僕らが言った意見を全部まとめていただいてありがたいと思いますが、区として何を、集団として何をやりたいのかをはっきりした方がいいと思います。今日出せとは言わないけど、宿題として考えて、3つくらいにまとめて、この権利条例をやってくときに何をポイントとしてまとめてくのかっていうのをちゃんと示さないといけないと思います。皆さんの意見は聴取して、伝わったからそれはよかったと思ってますけどそれではだめです。何を主体に、モットーとして大事にやっていくのか、そのためにどういうことを具体的にやるのか、次回までの宿題で、やってきてもらえないかなあと思います。

# 会長

o 行政の方も意見がないとそこに対応できませんし、そういう仕事だと思いますので。今意見が出たことも含めてご検討をお願いします。

o続いて、議事(3)②について、事務局より説明をお願いします。

# 事務局

# (「かつしかみらい応援リトル BOOK」概要)

- o 令和4年度に、葛飾区の子育て支援について周知するため小冊子を作成したので、簡単に内容に ついてご説明いたします。
- o3ページから9ページまでは、葛飾区の概要をまとめています。葛飾区について知らない方でも、 どんな区なのかをイメージしていただけるよう、不便さを感じない生活環境や子どもの遊び場、 子育て世帯への支援などについて取り上げています。
- o 10 ページから 13 ページまでは、子育て先輩インタビューを掲載しています。実際に子育て中の方がどんなことを思いながら日々子育てをしているのか、4名の方に対して行ったインタビュー記事を掲載しています。
- o14ページから19ページまでは、区内にある子どもの遊び場について紹介しています。絵と言葉の ライブラリーミッカ、カナマチぷらっと、子育てひろば「いろは」、子ども未来プラザ西新小岩の 4施設について、どんな施設なのかをイメージしてもらいやすいよう、施設内の写真や特徴について掲載しました。
- o20ページから27ページまでは、葛飾区で行っている子育て支援事業について7つの視点から紹介する、「かつしか育児7つの安心」について掲載しています。こちらは、昨年度広報かつしかで8月より毎月25日号に連載した内容となっており、妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減するために、区で行っている子育て支援事業について紹介しております。

# 会長

o これはまだ Web には載っていないようですが、今後掲載することも考えているということでした ので、周知を図っていただけたらいいかなあと思います。

# 6 閉会

# 会長

o 最後に、事務局より連絡事項があります。

## 事務局

- ○今年度の子ども・子育て会議は、本日を含めて全4回開催予定です。次回以降は、本会議の直接の審議事項である第3期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる審議を中心に行う予定です。
- o 次回の子ども・子育て会議は7月31日(月)を予定しています。残り2回は、10月、3月を予定しており、詳しい日程が決まり次第改めてお知らせいたします。

## 会長

o 最後に、途中参加の委員より自己紹介をいただけますか。

(委員、自己紹介)

### 会長

o 本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。長時間のご協力ありがとうございました。